

議案第151号

松阪市立幼稚園条例の一部改正について

松阪市立幼稚園条例（平成17年松阪市条例第239号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月6日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立幼稚園条例の一部を改正する条例

松阪市立幼稚園条例（平成17年松阪市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表松阪市立大石幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日に松阪市立大石幼稚園に在籍しており、施行日において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであるものは、施行日において松阪市立みなみこども園に入園したものとみなす。ただし、松阪市立みなみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。